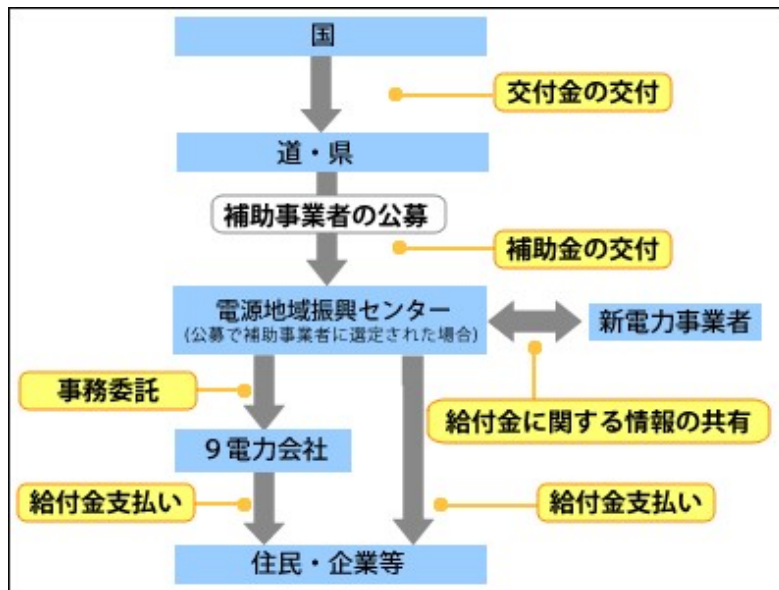


原子力立地給付金・加算等給付金の交付対象地域にて
「北ガスの電気」をご契約いただくお客さまにご確認いただきたい事項

1. 原子力立地給付金・加算等給付金の交付方法

原子力立地給付金・加算等給付金^{*1}（以下「給付金」といいます。）の交付事務は、道の公募により選定された一般財団法人電源地域振興センター（以下「センター」といいます。）が行います。

<流れ>



2. 弊社と契約された場合の給付金の取扱いに関する事項

(1) 交付について

毎年10月1日時点で交付対象地域^{*2}において、新電力事業者【北ガス】とご契約をされているお客さまに対して、センターより給付金が交付されます。支給金額等については、事前にセンターから通知されます。

(2) 交付方法・時期について

■交付時期

基準日（10月1日）の翌年1月から3月に予定されています。

■交付方法

電気料金のお支払者さまに対して、「郵便振替払出証書」がセンターより郵送されます。
最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局で換金をお願いします。

3. 動力契約（低圧電力）のご契約に関する注意事項

(1) 注意点

低圧電力のメニューをご契約された場合、これまで交付を受けてきた給付金が減額となる場合があります。

(2) 詳細

動力契約（低圧電力）に対する給付金は契約電力（kW）を基に算定されます。給付金は、これまではお客さまと電力会社（北海道電力）との電気契約の契約電力（kW）に基づいて算定されていましたが、電力自由化により小売電気事業者と一般送配電事業者との間で締結する送電線の利用契約（託送契約）の契約電力（kW）^{※3}に基づいて算定されることになりました。その結果、お客さまによっては、交付される給付金が減額となる場合がありますが、**弊社は、減額分の補填等はおこないませんのであらかじめご了承ください。**

4. お客さま情報の取り扱いについて

給付金交付手続きに必要なお客さま情報について、センターからの要請に基づき弊社より以下の情報を提供いたします。

<提供するお客さま情報>

- ①ご契約名義および電気料金お支払い名義
- ②お客さまご住所およびご連絡先
- ③供給地点特定番号
- ④ご契約の料金メニュー、託送契約kW（動力契約の場合）
- ⑤その他給付金交付に必要な情報（お客さまが法人である場合のご担当者さま名等）

※1 「原子力立地給付金・加算等給付金」

原子力発電所の関連施設のある自治体やその周辺自治体の住民や企業に対し、原子力発電への理解と協力を求めるために支給される交付金です。本給付金の交付対象は、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の住民や企業などであり、毎年10月1日を基準日として電気事業者と契約をしていることが条件で、年1回交付されます。

また、加算等給付金は、国から交付されるその他の交付金等を原資として、本来の原子力立地給付金に加算して、あるいは対象外の市町村において原子力立地給付金と同様に交付を行うものです。

※2 「交付対象地域」

一般財団法人電源地域振興センターのホームページをご確認ください。

<https://www2.dengen.or.jp/html/works/kyufu/>

※3 「契約電力（kW）」

基準日（10月1日）の契約内容によるもの。

以上